

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成18年9月12日

議 会 事 務 局

目 次

文教常任委員会

9月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第56号所管分の審査	2
補足説明（教育総務部長）	
質疑（山崎委員、川端委員、川口委員、森内委員、渡辺委員）	
討論（川口委員）	
採決	37
閉会の宣告	37

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年9月12日(火) 午前10時 1分 開会
午後 2時22分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 石橋徳治	副委員長 渡辺慎吾	委員 山崎雅数
委員 川口純子	委員 川端福江	委員 森内一蔵

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	教育長 和島 剛	
教育総務部長 羽原 修	同部理事 福元 実	
同部次長兼総務課長 馬場 博	同部参事兼学校教育課長 大路 守	
総務課参事 岩見賢一郎	学務課長 田橋正一	同課参事 北野人士
学校教育課参事 前馬晋策		
生涯学習部長 奥田秋広	同部次長兼生涯学習スポーツ課長 中岡曰生	
市民図書館長 高山真弓	同館参事 高田繁夫	

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫	同局書記 中井真穂
-----------	-----------

1. 審査案件

議案第56号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分

(午前10時1分 開会)

○石橋委員長 おはようございます。

ただいまから、文教常任委員会を開会します。

理事者から、あいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、何かとお忙しい中、文教常任委員会を開催いただきまして、大変ありがとうございます。

当委員会では、過日の本会議で付託されました議案についてご審査をお願いするわけでございますが、どうか慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は一たん退席させていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○石橋委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、川口委員を指名します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第56号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

羽原教育総務部長。

○羽原教育総務部長 それでは、議案第56号、平成18年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、教育委員会に係ります部分について、一括してご説明を申し上げます。

まず、第1表、歳入歳出予算補正のうち、3ページの歳出でございますが、款9、教育費の補正前の額28億6,301万2,000円に4億626万1,000円を増額し、補正後の予算額を32億6,927万3,000円といたすものでございます。

次に、4ページ、第2表、継続費につきましては、統合に伴う味舌東小学校の給食調理場及び校舎増改築工事等の整備事業について、事業費の総額及び年割額の設定をいたすものでございます。なお、この継続費につきましては、22ページに当該年度及び翌年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を記載いたしておりますので、あわせてご参照を願います。

それでは、8ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書の目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、9ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目3、教育費国庫負担金は統合による味舌東小学校の校舎増改築工事費に係る公立学校施設整備費負担金でございます。

10ページ、項2、国庫補助金、目3、教育費国庫補助金は、先ほどの国庫負担金と同様、統合による味舌東小学校の給食施設の増改築工事に係るもので、前年までは学校給食施設整備事業補助金として交付されておりましたが、本年度より、安全・安心な学校づくり交付金の中に統一されて、交付金として交付されるものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

18ページの款9、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費の増額は、奨学資金貸付金の増額で、平成18年度の新規奨学生の貸付者が当初見込みより増加したことにより、貸付金の不足額を増額いたすものでございます。

次に、19ページ、項2、小学校費、目4、学校給食費の増額は、先ほど歳入でご説明いたしました統合による味舌東小学校の児童数の増加に対応した給食調

理場の増築整備に係るもので、平成18年度分の工事監理委託料と整備工事費を計上いたしております。

続いて、目6、建設事業費の増額でございますが、節12、役務費、手数料は、柳田小学校体育館の耐震診断判定手数料でございます。

節13、委託料のうち、診断委託料、設計委託料は、同じく柳田小学校体育館の耐震二次診断設計及び耐震工事実施設計委託料でございます。

監理委託料及び節15、工事請負費は、先ほどご説明いたしました給食調理場と同様、統合による味舌東小学校の児童の増による校舎増改築に係ります平成18年度分の工事監理委託料と工事費を計上いたしております。

続いて、20ページ、項6、図書館費、目1、図書館総務費の増額につきましては、市史編さん資料の整理に係ります社会教育指導嘱託員の欠員がございましたが、平成18年7月1日に社会教育指導嘱託員の委嘱をいたしましたので、その報酬分を増額いたすものでございます。

以上、教育委員会全体に係ります補正予算の補足説明とさせていただきます。
○石橋委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 まず、小学校の増改築、給食場の整備に係る補正についてお伺いいたします。

基本的にこういう数字が何で出てきたのかということを知りたいと思うんですが、継続費でこの約9億9,800万円、2年間で支出するというようなものが出てきてるわけですが、この増改築、統廃合に伴うということなんですけども。統廃合をこの間、ずっと進めてきた中で説明されてきた数字と、余りにも乖離が

大きいのではないかとということが一番の疑問点なんです。

平成15年の説明会で、試算して、ざっとしたものだということだったんですけども4億7,700万円、5億円を恐らくは超えないであろうという説明をされてきたわけです。

そんな中で、統廃合をしていけば一応、経費なんかも浮いてくるんでクーラーの整備とか図書館ですとか、こういったこともできるというような話も振りまいてではないですけども、いろんな話をされながら審査をされてきたわけなんですけども。

ここでこの予算が出てきた。これは前提というか、その話の流れというのを全然考慮に入れない提案なんじゃないかと思っておるわけなんですけれども。

基本的に倍額の予算になるというのは、普通、家庭で物を買うとかいうようなことでも最初に大体どのくらいになるかというようなことを考えて物を買ったり、いろいろされるわけですけども、これが倍に、いろんな諸般の事情は、いろいろ事情はお聞きしました。その事情で倍になったとかいうようなことになれば、普通考え直すと思うんですけども、いかがですかね。

今まで、事情がいろいろ変わったと、建築基準法も計画してる最中に変わってきたという説明もいただいております。いろいろPTAの要望も入れて、こういう設計になったという説明なんかもいただいております。この間、小学校の先生方とかPTAの方とかもちょっと私、お話しさせてもらって、一応説明もあつたというふうには聞いてますけれども、この統廃合が12月に決まっているのが前提だということが頭に皆さんあるものですから、2年後の4月に間に合わせな

いかんという話をいただいと。

そうすると、間に合わなかったらプレハブでやるんかというような意見もあったりして、それはPTAとしては責任が負えんと、ちょっと私は筋が違うと思うんですけど。しっかり施設の準備をしていくというのは教育委員会の責任ですよという話はちょっとさせてもらってたんですけども、その中身というのは要望も入れて検討したということなんですけれども。この条件が最初の時とは全く違ってきているという、この違った時点でこの材料をもう1回検討してもらおうという場がなかったのかと思うんです。

例えば、これは4階から4階の別棟ができ上がってしまうわけなんですけれども、いろんな教室の利用の仕方でも移動が少ないよという話も受けてますけども、可能性として4階から4階、1回おとりて、また上がるという可能性があるという建物ができ上がってしまうわけです。

これがやっぱり現場の先生方とか子どもたちにしてみれば、こんな大移動をせないかんという校舎ができ上がってしまうことに、まず問題がないのかと。

それで、私、この予算が高過ぎるから減らせとかいう話をしてるわけじゃないんです。もう、最初にこんだけお金がかかるという条件が変わってきている。要望もいろいろあったんですけども、味舌東小学校から要望書の出てるやつも、ここへ持って来てるんですけども、いろんな条件、中庭の楠は移設するとか、いろんな話をされてるようなんですけども。

この条件がこれだけ変わった。4階から4階、渡り廊下で渡れない、こんな校舎ができる。予算も倍額になる。

最初の4億7,700万円の時には、国庫負担、3分の1近く出てまして、今回も1億6,000万円出てますけども、

出せるから市の負担は少ないという説明もして、やってはるわけですね。だから、この国庫負担の額は学校規模と人数で当初とほとんど変わりませんね。だから、市の負担が増えた分に関して、5億円近くが全部、市の負担に新しく増えてくると。こういう3つも4つも条件が変わってしまっている。

この条件が変わってしまったところで差し戻して、ちょっともう一度、一から考えませんかという話にならなかったのかということ、私、お聞きしたいと思うんですけども、もう事情が変わったということであれば、ストップをかけて、立ちどまって、このまま突き進んで行っていいのかということを考える必要があると思うんですよ。これが何にでも適用されてしまったら、とりあえずやるということだけ決めてしもうたら、後は予算が思ったよりもたくさんかかりまねんいうことで、どんどん増やしていく。こんなことが許されていいのかということになってくると思うんですよ。もう、市の政策そのものというか、姿勢そのものが問われることやと思ってるんです。

それが、例えばの話ですけども、この統廃合そのものがちょっと、やっぱりやめとこうという話になれば要らないお金ですわな。そういうところからも含めて検討すべきだったんじゃないかということをお聞きしたいと思います。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 数字が変わったこの間の件につきましては、今、山崎委員の方も若干述べていただいたんですが、そのことも含めて少し私の方から経過についてご説明して、今回のことについてご説明したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まずは、当初、平成15年の説明会を

するに当たりまして、それまでに積算をしておりました数字につきましては、今、山崎委員がおっしゃっております4億7,700万円という数字でございます。これにつきましては、当時、統廃合をするに当たりまして、味舌小学校と味舌東小学校を統合した場合に、それぞれの子どもたちが1つの学校に来る場合必要な施設として、普通教室10教室、並びに職員室、給食場等の増改築について、その当時の建設標準単価で積算した結果、4億7,700万円という数字が弾かれたものでございます。

この数字につきましては、その年度におきまして議会、議員の方の資料請求等でお示しした中で資料をお渡ししたものでございます。

その後、説明会をずっと開催してきたわけですが、平成17年9月に教育委員会の方でその間、ずっといろんな説明会の内容を整理いたしまして、一定論点が整理されたということで、教育委員会の中でこの統廃合について計画を決めたということでございます。

その計画を決めた中で味舌東小学校に現実、子どもを入れるときに、やはり詳細の設計をしていかなければならないということがありますので、その時点で建築住宅課の方に相談して、味舌東小学校の現状について調べていただいたわけでございます。

その中で私ども非常に不明を恥じるわけですが、建築基準法上の道路斜線規制というのが、この味舌東小学校にかかってしまうということのアドバイスをいただきました。

そのことを含めて、詳細につきましてはやはり設計のコンサルタントに委託する中で、その建築基準法にクリアする方法、それ以外に兼ねてから味舌東小学校

につきましては消防の建築同意を得るためには特別教室棟に渡る廊下が消防の建築同意の基準にひっかかるということで撤去しなければならない。

また、アスベストもそこに使われていることもその当時判明いたしました。

そういったことがございましたので、平成17年12月に設計の予算を債務負担行為として提案させていただいたわけでございます。

その当時、この設計を予算として計上させていただく委員会の中で私どもが今回再度精査した中で、特別教室棟の改築が発生したということをご説明をさせていただいております。

また、平成18年3月の議会におきましても、その工事費が幾らになるのかという議論がございましたので、私どもは今現在設計をいたしておりますので、その工事費が精査され次第、予算を組む時に数字についてご提案申し上げたいということをご説明をさせていただいたということでございます。

ですから、今回9億9,800万円という数字が出てまいりましたが、これにつきましてもやはり正確な数字をご提案しなければならないので、この間、2回の委員会におきましては、そういう事実が発生したということと工事費について増えるということをご説明する中で今回提案申し上げたという、そういう経過でございます。

それと、工事費が増額になったことにおいて、この適正配置計画の見直しをすべきかどうかということでございますが、この適正配置計画につきましては、かねてからご説明しておりますように、いわゆる教育的観点からの取り組みということで私ども教育委員会は取り組んでおります。このことにつきましては、平成9

年の義務教育施設の有効利用検討会、それと平成13年の今回の適正配置審議会におきましてもその教育的観点から今の現状の摂津市における小学校の施設、それぞれそれぞれの学校の施設規模が教育的観点でどうなんだろうかということを考えて、それぞれ議論をしていただいたわけでございます。

私どもは、この適正配置計画につきましては、やはり1年1学級という、この状況は教育的観点から検討する必要があるということに基づきまして、この間、有効利用検討会なり、審議会に諮問させていただいて、再度言いますが教育的観点からこの状況は、やはり統合によって変えていくべきだという、そういう答申をいただいて今日、説明会をし、議会にも説明申し上げて、今回、工事の予算の提案に至ったわけでございます。

ですから、この適正配置計画は、やはり最初に言いましたように、今現状の教育的問題についてどうすべきかという観念に立った計画でございますので、平成20年4月に向けて、やはり統合することによって、よりよい環境を提供したいと考えております。

また、適正配置計画の審議会答申の中でも、そういった教育的観点に基づきまして、統合に際して新たな施設整備も必要だという提言もいただいております。その中には、特別教室棟の中でIT授業等に取り組むための「第三の学習スペース」の整備などもするべきではないかという提言もいただいた中で、今回こういった予算の中で子どもたちにとって、よりよい施設にしたいと、そういう形で提案させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 私も先ほど言いましたよう

に、教育にお金がかかると。これにお金がかかるとはけしからんと言ってるわけではないんです。

今、馬場次長も言われましたけども、教育的観点とか言われましたが、この施設の説明会で説明していく中で、施設の充実ですとか、要するに教育的な配慮、環境を整えていくという意味で財政的な問題というか、お金がかかるよというような話もされてるわけです。お金の話抜きに何でもやっていいと、教育委員会は何でもやっていいということになれば、もっと学校とかですね、ご父兄とか子どもたちの要求というのがどんどん上げられて、教育の予算にどんどん反映していくべきだと思いますし、教育の予算、結構絞られてきてるわけなんですよ。

これを提案するとき、先ほどちょっと誤りがあったんじゃないかというようなニュアンスも出てました。もっと精査して提案していくべきだったんじゃないかと。これが、提案そのものがきちんと精査できない状態で、こんな話し合いをする材料を出してきたということであれば、それ自体が誤りであるということをお認めるのであれば、最終的に最初まで戻すべきじゃないかと私は思うわけです。

この間、PTAの会長なんか聞いたから、校舎の中身とか何かも全部、小学校側からも提案もし、話もしてきたということなんですけども、これ一般の方というか、広く市民に知らせておられますか。こういう、この設計が出てきた段階で説明会というのはされてますか。

これで今回決めてしまうと、それこそこの中身そのものの説明会はなしに、これで決まりましたと、12月の頭から早速工事を始めますという話になってるわけですよ。だから、何でこんなに急がなきゃいかんのやいうたら、2年後の実施

やというような話もされてるわけです。

これはおかしいということになったら、立ちどまって延ばすのは、それこそこの間の統廃合を決めた時みたいに、1年や2年延ばすのは簡単なことです。

予算の補助金とかの問題も出てくるかもしれませんが、こんだけ負担がかかるんやったら、それこそさっき教育にお金がかかるといふことであれば、市の負担でしっかりやっていくということも必要やと思うんですよ。

これ、こういう数字といふか、前提、先ほど言った建築基準法の関係ですとか、いろんな3つも4つも条件変わってきた話で議論をやられていけば、この統廃合そのものも結果は変わったんじゃないかという気もするんですよ。

そういったところで、この精査して、提案ができなかったという点、誤りだったんじゃないかということをお返事をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 この間の経緯について、保護者の方に説明したかどうかということですが、私どもはこの間、2年半かかりましたが、都度都度必要な説明はしてまいりました。

ですから、今回、建築基準法が変わったことにつきましても2階以上は渡り廊下でつながれないということについても保護者の方には説明もさせていただきました。その中で保護者の方から、そういった建物では困るといふことで、今ある建物を壊してでも子どもに優しい建物をつくってほしいというご意見もいただきましたが、しかし私どもは、やはり一方では今ある施設について有効活用もしなければ補助金の関係もございまして、今ある施設については使わせていただきますということ、その2階以上は使えな

い事実も明らかにする中で、じゃあそれに変わる方策として何かできないかということをお返しの設計の中に盛り込みまして、今回補正予算の可決をいただきましたら、その内容をもって、また保護者の方に説明会をしたいということで、保護者の代表とは、今、その日程等を調整して説明をしたいということで連絡させていただいておりますので、私どもは、都度都度必要な情報は提供させていただいたつもりをいたしております。

また、議会の方にも先ほど申し上げましたように、平成17年12月の委員会でございますとか、平成18年3月の委員会で、その都度その都度、新たに出てきたことについてご説明を申し上げ、数値について一定変わることについても一応、この間、ご説明させていただきました。

ただ、やはりこの間、最終段階に来ておりますので、数値については私ども事務方がおおむねということではなくて、やはり設計業者の方に詳細を設計していただく中でいろんな法律的な部分をクリアしていただいて、積み上げた数字を今回、提示させていただいたわけでございます。この間、委員会の方では、数字については先ほど申し上げましたように設計ができ次第、ご提案申し上げたいということをお話させていただいた結果として、特別教室棟をすべて解体しなければならなくなったということで、当初、普通教室10教室と見てた部分が、特別教室7教室、普通教室にしますと、ちょうど倍の広さでございますから、14教室相当でございますので、当初、普通教室10教室と言っていました部分が、ちょうど倍になってしまったという形で、今回の数字が出てきたわけでございます。

この間については、そういった形で一

定必要な時期に情報等を説明させていただいた中で進めてきたということでご理解をお願いしたいと思います。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 流れは説明されましたけど、設計が上がった段階でということで、9億9,800万円、10億円ですよ。この数字が一般の市民に今、どれくらい知らされていますか。この数字は、今回上がってきたのが初めて、もう即決めて12月の設計に入ると言うことを言うてはるわけですよ。だから、これちょっと待てという話にならんかということなんですわ。

これ、こういうやり方を、教育長、市政運営の流れというか、問われると思います。こういうやり方、フェアだと思われませんか。ぜひ最後に、それを聞いておきたいと思います。

こういったことは、私、どうしても納得できないので、本会議でも、それこそ一般質問でも市長に、ほんまにこの運営の流れというのが一番問題やと思うんで問わせていただきたいと思っております。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 今回の施設整備の問題でございすけれども、今もご指摘ありましたように今日の厳しい本市の財政状況の中であって、この小学校統廃合に伴う施設整備についても教育委員会としては、基本的には必要最小限度にとどめていきたいということで作業を進めてまいりました。

そして、結果的にご指摘いただいておりますように、当初の見込みを大幅に上回る経費が必要になってきたというような状況にございます。

ただ、この財源の問題について、私たちが当初よりPTAの皆さん、あるいは地域の皆様方にも説明させていただいて

まいりましたのは、やはり先ほど馬場次長の方もお話いたしておりますけども、この統廃合は今日置かれている摂津市の教育、特に問題、特に小規模校の解消、あるいはこれから進めていかなければならない教育の充実、そういうことをいろんな問題があるということで審議会に教育委員会が諮問しました。

その結果出てまいりましたのが、やはり最終的には統合による小規模校の解消だということは、もうご承知のとおりであります。そして、そのことを進めていくのに、やはり今言いました教育の充実もございすから、財政的なもので特に議論しましたのは、保護者の皆さんにも言っていたのは、やはり2校を統合することによって出てくるランニングコスト、それはこれまでも皆さん方にもご説明しておりますけれども8,000万円から1億円、このお金は子どもたちのこれからの教育のために使っていくんだということをご説明しました。

当時に、よくご批判を受けたのは、何の担保もない、そういうことを説明していいんかということでございましたから、私たちは常に財政当局とも議論をする中で、そのことは確保したということで地域の皆さん方に説明してきているところでもございます。

そういうことで、ですから財政論議といひますか、教育委員会といたしましては、今も言いましたような子どもたちに還元していくんだと。これからの時代で、やっぱりやっていかなければならないことが山積してます。そのことの財源をむだとは言いませんけども、適正規模の学校をつくって、そこで生まれてくる財源を子どもたちに還元していくんだということ。

それと、この施設整備につきましては、

本当に最初にも言いましたけれども、必要最小限度でとどめていこうということでございましたけれども、最終的に設計する段階でコンサルタントが入って、もう一度、シビアな数字が要るということを見ていった中で先ほど来、説明いたしておりますように建築基準法にひっかかるものが出てきたということでございますので、私たちは非常に説明不足と言われたら、そのことについては経過はございますけれども、申しわけないとも思っております。

今後につきましては、予算執行においてもできる限り、むだを省いて適正に対処していきたいと、そのように思っております。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 私、ぜひこれね、要望でいいですけども、本会議でも1回、問わせてもらいたいと思っております。

条件が変わったと、おかしいと、そう思われた時点でちょっと事業をとめるという勇気、もう決まったものは、もう何が何でもこの日程どおりに進めていかないかんというような姿勢が問題だと思いますので、もう議論し尽くして、でき上がってしまうと、なかなかこれ改修できないんですよ。

これ、また改修で、いろんな形でよくできるとか、5年スパンとか、10年スパンとか見通しを持ってはるんやったら、またそれも説明してもらったら結構なんですけれども、そうじゃなくて、もうなかなかでき上がってしまったものは変えていけないということもありますので、今、手が打てるうちにとまって考えるということも必要やと思っておりますので、ぜひそういったことも検討いただければと思っております。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 おはようございます。

統合小学校の増築の件に関しましてでありますけれども、今まで味舌小学校、味舌東小学校のPTAの皆さんからのいろんなご要望が出ておりました。

そういったPTAからの要望といたしますか、意見を吸い上げていただいているのか。例えば、学校設備にしましたら、紫外線の影響を防ぐために遮光ガラスを採用してほしいというお話もありましたし、校舎全体のバリアフリー化を、特に非常階段とか非常ルートの使用を十分、検討対象にしてほしいという、1、2点上げたらそうですけども、全部が全部そのご要望におこたえできないかもしれませんが、そういった要望、意見を吸い上げのご努力をなさっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 保護者の要望は非常に多岐にわたっております。ただ、その中で建てかえしろということについては、これはもうできません。やはり、既存の使える施設については使う中でやらせていただきますということで、どうしてもそこで建築基準法の規制がかかりまして、2階以上は廊下で結べないということをこちらの方から説明させていただく中で、やはり保護者として子どもたちが日々そういったことでいいんかということで、非常にそのことについてはご指摘いただきましたが、これにつきましては建築基準法があるのでどうしてもできないと。

ただ、それに見合う方策として今回の設計の中で、その代替案を入れるという形をさせていただいておりますので、それにつきましては議会が終わりましたら先ほど申し上げましたように日程調整いたしておりますので、その中で保護者に

は説明していきたいと考えております。

また、非常階段につきましても、当初外階段で非常階段をやっておりました。通常、2方向に行ければ問題ないんですが、1方向は中、1方向は外というのが本来の設計でございますが、これも学校と協議する中で外階段を内階段にしてほしいということがございましたので、その点につきましてもは一定こちらで経費のかからない範囲で内階段にするということで協議して、させていただいております。

今ちょっと一例で出されました紫外線カットにつきましては、これにつきましては保護者の方の理解をぜひ私たち求めなければならないと思うんですが、現状のガラスであっても、学校で使っているガラスであれば通常の紫外線は60%、70%はカットされておりますので、何ら教育上、問題はないということでございます。

ですから、確かに夏のこの暑い中で紫外線対策が非常に考えられると思うんですが、そのことにつきましては基本的に私ども、学校保健法等々考えましても現状の中で問題はないということで、これにつきましてはそういうことで説明をさせていただこうと考えております。

そのほか細かいことですが、中庭の植栽でありますとか、あとシンボルになるようなものとか、そういうことがございましたので、そういったものについても設計の中で一応反映させていただく形でさせていただきます。

ですから、一番大きな点は2階以上がどうしてもくっつけられないということで、この点につきましては保護者にも申しわけないがということで説明させていただいております。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 ありがとうございます。今も、PTAのご要望、ほんとにいろんな形で吸い上げていただく努力をいただいているということですけど、またPTAの皆さん、保護者の皆さんにも説明をしていただけるということで、ほんとに心強く思っております。

PTAの皆さんは校長先生に一切を任せておられます。ですから、そういった意味でもやっぱり校長先生との話し合いを十分とっていただいて、また、今言っていたいただきました保護者の方へのそういう説明も今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。要望とさせていただきます。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 今回の委員会というか定例会で正式な数字が出てきたというか、そういう感じなんですけれども、先ほどから答弁の中で、この統廃合を決定するに当たっての有効利用検討会議であったり、審議会の答申であったり、そういうことも出されておられます。そういう中でもう1回振り返ってみたいなども思うんですけど、例えば私は審議会の委員でしたので、そのときにこの統廃合については反対の立場で意見を述べておりますけれども、そのときにも出されてた資料といいますか、それが自分が何を根拠に、やっぱりこの統廃合はやるべきでないという意見を出してきたかと言いますと、第3次行財政改革の計画の第1期プランのこの検討会議の資料なんですね、これ。

このときに出されてたのが、味舌小学校、味舌東小学校の統合で約4億7,700万円、その中で一般財源と国・府の国庫補助、それプラス味舌小学校の廃校に伴う経費ということで5億4,000万円、これあがってるわけですね。

三宅小学校、柳田小学校の分についても補助金の返還であるとか、市債の繰上

償還であるとか、そういう金額がここに出されておりました。この段階でも合わせてみると10億円は軽く超えるということで、ほんとに当時、今回17年決算で110%の経常収支比率という、そういうことが出されてますけど、もっと深刻な赤字再建団体に転落するかもしれないということが、もうずっと言われてまして、その中で審議会答申を出したときも、先ほど馬場次長は教育的観点からということで6回も言われましたけれども、財政的な問題でというのが、かなりウェイトを占めたんです。

特に公立幼稚園の場合は、幼稚園が統廃合するときに幹事長名で申し入れもされておられます。この申し入れ書を見ますと極めて厳しい財政状況にあって、財政の健全化に取り組んでいるところであると。そういうことが頭の文章にありまして、その中で効率的運営が図れる。この方法でやるべきであるというふうな申し入れを2つになってますけど、こういうことが言われておりました。

先ほどおっしゃいました審議会答申、この答申の中身も5つの中身で当面の課題が小規模校の解消であること。2番目に学校の適正配置であること。3番目に地域コミュニティの拠点として、学校の果たすべき役割。4番目に、次代を担う子どもたちが学び、人間形成の場として学校のあるべき姿。5つ目に教育を取り巻く環境ということで教育内容の充実や教育改革、施設整備の老朽化、そして厳しい財政状況。

私は幼稚園部会に入っていましたけれども、もうたびたびに、この教育的観点というよりも厳しい財政状況の方がウェイトを占めてまして、そういう中で審議会の答申に行ったら。幼稚園部会では、両論併記というそういうような状況だった

にもかかわらず、本審議会の中で統廃合をするという答申になってしまってるわけですね。その内容については、承服できないということで反対意見をちゃんと述べておるんですけども、今、振り返ってみますと、こういうことの中で私は何を事務局の説明の中で予算、これだけお金がかかるということで、味舌小学校、味舌東小学校の統合の分については3階建て10教室、自治会への説明をされるときにも私たちは統合スケジュールということで案というか中身をもらったから、説明会の中で自治会の人たちが一体、お金が幾らかかるのかというのは全く知らされてないわけですね。

そのときに、あえてやっぱり、これぐらい要るということは、おかしいんじゃないかというような意見も述べてきましたけれども、自治会の方たちは初めて、そこで4億7,700万円、約5億円もかかると、そういうことを初めて知られるわけですね。

そういう経過があって、先ほど馬場次長が説明された中で、何でこんなに4億7,700万円、これ以上はならんの違うかという、私は少し増えてもこんなに今回上がるということについては大変びっくりしていますし、今まで私何を聞いてきたんだろうと、そういうふうに思います。

経過を聞いてみますと、先ほど説明されたように、不明を恥じるとおっしゃいましたが、17年9月に教育委員会で統廃合の決定をしたと、そういう中で建築住宅課の方に相談をしたと、建物の規制がかかるというのが初めてそこでわかったと。基準法をクリアするとか、消防の建築同意の問題、アスベストの問題。アスベストの問題は、前からわかってましたけれども、その当時判明したと。

その中で教育委員会が発表しますね。そのときに教育委員会の中で、このような中身についてはどう説明されてきたんですか。この厳しい財政状況というのは、教育委員会の審議の中でも教育的観点だけじゃなくて、かなりのウェイトを占めてきたと思うんですね。そういう中で一体どんな説明をされて、教育委員会の中で事務当局者も4億7,700万円が10億円近くにも、統廃合する、このことだけでこれだけ要る、倍以上なんですよ。こんなことをあらかたの数字で説明をされて、こんな決定をされたんですかね。

どんな状況の中で教育委員会に説明をされたのか、まずそのことを聞きたいと思います。

それから、その後12月議会がありまして、たくさんの人たちが傍聴されている中で12月議会でも委員会で債務負担行為で特別教室棟の解体が必要であるということを説明したとおっしゃいましたが、私が一体どれぐらいかかるんだと言っても、そのときは、わかりませんということで、数字は出ておりません。

結局、4億7,700万円、最初に出たこの数字以外に、あと解体費用を含めてというような感じで減ることはないだろうとは思っておりましたけれども、このときの説明もしたとおっしゃいましたが、18年のこの委員会や予算議会的时候も全然数字が出てきてないですね、正確な数字が。6月議会もありました。なぜ、今なんですかね。

あのね、こんないいかげんな、こんなアバウトなやり方で大切な、どれだけ親御さんや地域の人たちに大変な思いをさせて統廃合しないでほしいという声の方が圧倒的に多かったわけですよ。そういう中で厳しい財政状況とどれだけおっしゃ

いました、教育長も羽原部長も。

しかし、教育的観点からエアコンなどの設置なども考えているとか、図書室の充実であるとか、そういうこともおっしゃってられました。だけど、支援プログラムの内容なんて親から大変な不評が出ますよ。何やったんやということですね。

先ほど親御さんたちの説明もしてると、この議会が終わったらっておっしゃいますけど全く反対なんじゃないですか。これまでの統廃合に至るまでの中で事務局には大変な不信があると。地域やPTAからもあるから、信頼を回復するのが仕事ですよと私はずっと言ってきたつもりです。

そういう中で、私たちも4億7,700万円という数字の中で、この数字がここまで増えて今回提案されるなんていうのは、もうほんとにそうぞうできませんし、何のためにこの委員会があって、議会の、立場は違ってもそれぞれの議員の皆さんが判断する材料として、やっぱり大変な財政難を抱えてる中で、この財政状況をやっぱり考えていろんな判断をしてきたわけでしょう。

今回のこのような、委員長に申し上げますけどね、協議会も開かれない説明、個々に回られて説明をされた。私は、こういうやり方はとんでもないと思ってるんですね。

こんな簡単な、こういうようなやり方で委員会を通過してしまって、その後、親御さんに説明してやっていくなんていう、こういうやりかた、ほんとにいいのかなと思うんですね。前代未聞じゃないですか、こんなに費用が増えてしまった。もちろん統廃合も初めてだから、でもこんなに数字の乖離があるということについては、ここの委員会も何してたんだというふうになりますしね。

立場は違っても統合に賛成された委員の皆さんに対しても、この数字、これで納得できるんですかね。こんなんでほんとにいいんですかね。これやったら統合しないで、そのまま置いて、きちんと整備した方が、まだ効率的な運営ができるんじゃないですか。少子化少子化っていうふうにおっしゃいますけれども、南千里丘の問題では摂津小学校区、また増えるじゃないかという意見も出てますし、市営住宅出来たら、味舌東小学校区、増えるんじゃないかというのも出てます。

そういうまちづくりの観点から見ても、ほんとにこれ、この委員会で、私はもちろん反対しますけれども、こういうやり方については納得できませんし、先ほど聞きました、わかったのはいつか。この委員会でほんとに初めてですよ、今回この数字が出てきたのは。協議会も開かずに個々に回って説明して、直前になって、それも、そんなやり方でいいんですか。これが効率的な財政運営を行ってるというふうに言えるんですか。

それから、資料を先にいただけてますけれども、特別教室棟の解体の費用ですね。これは幾らかかるのか。合算で書いてますので、ちょっとわかりませんし、そのこともお聞きしたいと思います。

それから、「コンサルタントが入ってわかった。説明不足は申しわけない」と教育長おっしゃいましたけれども、「今後もむだを省いていく」、そんなふうにおっしゃいましたけれども、コンサルタントが入ったのは今回初めて。どういうふうに相談してるかって、私、聞いたことがあると思うんですね、馬場次長にも。

専門家じゃないから、やっぱりわからない部分ももちろんあると思います。でもね、こんなずさんなやり方で去年のあの住民の人たちやPTAの皆さんに大変

な思いをさせた、どう責任を感じておられるんですか。

5億円でも、3階建て10教室で5億円もかかるということでも、まあびっくりはしてはったんですよ。それが、もう倍じゃないですか。

先ほどの説明では、給食場の増床っておっしゃったけど、新築ですよ。羽原部長が増床というふうに説明されたんですけど、新築になるんですよ、今回。

もう一度、ここの委員会できちんとご説明いただきたいと思います。時系列で。

それから、18ページの事務局費の奨学資金貸付金ですね。人数が6人分増えたということだそうなんです、これについては平成17年の実績が40人、予算では43人の予算を組んでおられたわけですけども、さらに年々増えてると。奨学資金貸付金を希望するという方たちが、これは就学援助金制度と同じで、やっぱり厳しくなってるという保護者の皆さんの状況だとも思うんですね。

これについては、もう少し説明をいただきたいと思います。今後の動向も含めて。

それから、20ページの図書館総務費の社会教育指導嘱託員報酬ですが、現在、何名になっているのか確認しておきたいと思います。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 そしたら幾つかが質問がございましたので、一つずつご説明申し上げます。

前後しますけれども、まずこの間の経緯について再度お尋ねでございましたので、もう一度そこについてご説明したいと思います。

まず、平成15年に資料を提示いたしておりますが、これにつきましては、平成15年8月に議員の方から資料請求が

ございましたので、その当時の先ほど言いました10教室程度の増築が必要な部分ということで4億7,700万円を一応提示させていただいたわけでございます。

その間、建築基準法が改正されたということで、2階以上が渡り廊下で結べないということでございますが、建築基準法が改正されて施行されましたのは、17年6月ということでございます。

私ども教育委員会の決定が17年9月と。内部の建築住宅課の方へ協議にまいったのが10月、11月にかけて内部協議をして、12月に補正予算で、設計の補正予算の可決をいただいたということでございます。

この間、17年12月と18年3月の委員会で先ほど申し上げました特別教室棟の増築、改築が必要になったこと。それと、工事費につきましても、その当時いろんな提案がコンサルタントの方から出されました。例えば特別教室棟をそのまま使う方法として、いわゆる規制にかかる部分だけの解体撤去をしたらどうなんだということの提案もいただく中で、そういった方法も考えられないかと。そういった方法で例えば私ども事務方では、この建物につきましては耐震補強工事をしておりませんので、そこへ残したとしても耐震補強工事をしなければならない。そうしますと、やはり相当の耐震補強工事がかかるので、そういった耐震補強工事の範囲内でできないかどうかについても検討しているということを答弁の中でお話したわけでございますが、縷々協議する中では、規制にかかる部分だけ解体して、残った部分を使ったとしても、新たに建てる建物の経費と、そんなに変わらない。その間に例えば、壊すために今使っている特別教室が使えなくなりますから、

新たに仮設校舎を建てなければならないとか、また一部解体したことによって残存の施設も使えることは使えますが、やはり多少の影響が出る中で相当な改修費用も発生するというようなことを専門の建築コンサルタントの方から聞きまして、最終的には同じ費用をかけるのであれば、やはり教育のためには新たに特別教室棟を建てたらいいんだろということ、この間、議論してまいりまして、今回ご提案を申し上げます。

その中で、いろんな数値の試算がออกมาして、最終的には今申し上げました新たに普通教室と特別教室棟を建てる。また、給食場につきましても、当初は今ある給食場を増床、建て増しすることによってできないかということを考えておりましたが、これも先ほど申し上げました建築基準法の改正の結果、今ある施設を増床するためには、50平米しかできないということが新たに、その中で判明するという中で子どもが倍以上になる中では、その中で給食を提供することは無理ということ。

また、増床するに当たっては、給食をしながら増床するという事ですから、その間、子どもの給食もとめなければならないということも考えれば、やはり新たに一つの給食場を建築した方がスムーズにいくということで、その部分につきましても当初、こちらが考えておりました金額以上のことになってしまったということで、この間、来ております。

教育委員会の中での、このことについての議論でございますが、教育委員会はこの間、相当この議論を教育委員会の中でやってまいりました。

また、教育委員の方からも、今回のこの統合に当たりまして、財政的な問題はどうかという問が、私ども事務局に

なされております。

それは、平成17年5月23日の教育委員会でそういった質問がございましたので、私どもその段階では、まだこういった特別教室棟のことまで把握しておりませんでしたでしたが、いずれにしましても増築等で金額がかかるということで、その財源問題については内部的には市長部局の専管事項になりますので、教育委員のそういう提案を受けまして財政方と協議させていただきたいということで内部的に協議の時間を費やしまして、その結果を報告する中で平成17年9月29日に最終的に決定いただいたということでございます。

ただ、申し上げますが、その段階ではこの特別教室棟の改築については、判明しておりませんでしたでしたが、しかし財政問題について教育委員の方からもどうなんだという質問がございましたので、市長部局の方と調整させていただくということの中でこの間、3か月ほど時間を要しまして調整した結果として委員の方に報告して、一応決定をいただいたということでございます。

それと、解体の経費についてでございますが、これについては担当参事がおりますので、また後ほど担当参事の方から答えさせていただくようにさせていただきます。

一応、金額としては7,000万円という数字は押さえておりますが、これもあくまでも設計上の数字でございますので、また工事になりますと、当然、入札等々がありますので、今、7,000万円と申し上げましたのは、あくまでも設計の中でそういった数字がかかるということでございますが、最終的には入札する中で数字が決まってしまう。今の段階では、約7,000万円ということ

で答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、非常にずさんな中でやってきているのではないかということのご指摘でございますが、一番最初の山崎委員の中でご答弁させていただきましたように、確かに私ども事務方の中で、この間、私は一応、いろんな状況の中で最善を尽くさせていただいたと思っておりますが、しかし結果として平成17年9月以降になるまで、その特別教室棟の扱いについて私どもが把握できなかったということについては、私どものそういう知識が足りなかったということについてのご指摘はこの場で受けさせていただきまして今後の事務の進め方について自戒をしていきたいと考えております。

それから、あとPTAに対する説明がどうなんだということでございますが、これにつきましては私どもはPTAとこの間、必要に応じて協議しながらやってまいっております。

この金額の問題については、確かにまだ数値についてはお示ししておりませんが、しかし工事の内容につきましては、もう既に特別教室棟も建てる必要があるということでこの事実は明らかにさせていただいております。

ただ、数字につきましては、いつ明らかになったかということですが、設計が最終契約上8月25日でございましたので、確定したのはその時点でございます。ですから、PTAと話し合いをした段階では、まだ数値が確定しておりませんので、特別教室棟の増築が必要になったということは説明しておりますが、8月25日をもって確定しましたので、数値についてはまだ説明できておりません。

今回、一応、議会提案させていただきましたので、保護者の方にはPTA会長

に私、連絡取っておりまして、先ほど言いましたように議会が終わり次第、再度説明会をさせていただきたいということで、その点については了解を得ているという状況でございます。

○石橋委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 奨学資金についてお答えさせていただきます。

奨学資金につきましては、当初の予算要求につきましては、貸付については現在の3年生、2年生は実数での数字で要求させていただいております。

それで、新1年生につきましては、毎年経常的に20名という予算枠の中で計上させていただいております、ここずっと今までは、この20名の範囲内でこの人数が確定していたわけなんですけれども、その人数と申しますと平成14年でしたら6名、15年で18名、16年で10名、17年で16名、今回が29名ということで、この人数の確定につきましては選考委員会が2月に開催されまして、人数の確定が3月ということで、暫定的に20名の予算ということで、今回は2年生の奨学生が3名、辞退者が出ておりますので、その分で新1年生が9名分の額が足りなかったんですけれども、2年生が3名辞退が出ましたから、6名の方の貸付金の補正を要求させていただきました。

去年から比べましたら、去年はトータルで44名のうち、辞退者が28名ということで16名になっております。

ことしの場合は、79名でその中で辞退者が50名ということで、この辞退者も年度で違うんですけれども、その辺は財政とまた協議して、この20名という枠、これを検討していきたいと考えております。

○石橋委員長 高山館長。

○高山市民図書館長 それでは、市民図書館の社会教育指導嘱託員の人数でございますけれども、現在、2名でございます。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 奨学資金貸付金については、決算で見ると、先ほど新1年生のおっしゃったんですけれども、15年ぐらいから、かなり増えてるんですね。それまで20名前後だったのがね。ということは、予測もできるわけですし、実際にはその分で、実績で増やしておられるということなんですけれども、学校の方ではこの制度の説明というか、そういうこともかなり、やっぱり生活困難というか、そういう方も増えてるといふこともあると思うんですが、かなり説明もやっただいただいているようです。ぜひ、貸付の返済の部分については、また違う問題もあるわけなんですけれども、制度が充実できるように、それこそ財政ともよく相談をしていただきたいと、そういうふう要望しておきたいと思っております。

先ほど言いましたけれども、教育委員会の決定が17年9月29日にされたと。

17年6月に建築基準法が改正、施行され、その間、大阪府からの伝達であるとか、内部で検討するとか、専門的にですね。コンサルタントは、そのときにコンサルタントにも一応聞いてたんだと、やっぱり思うんですけど、残して活用できる方法もあるというようなこともおっしゃってたと、そういうふうな、今、おっしゃいました。

教育委員会としても、そういう意見が出てると、当然だと思っただけですね。大変な厳しい財政状況というのが、審議会答申の中の一つの大きな柱でもありましたからね。そういう中で統廃合もして行って、効率的な運営を行うと、そういうことがうたわれてたわけです。そういう中

で今、馬場次長の説明を聞いてたら、特別教室棟の解体の分については、そのときもわかっていなかったということになるんですかね。9月の教育委員会が決定を出した時ですね。

もちろん、これぐらいの費用でできるということは、教育委員会が決定するときには、これは当然出しておられると思うんですね。どうされたんですか。全く数字なしで、これ、こういう決定がされてるわけですか。

それから、財政と一体どんな相談をされたんですか。主に私、馬場次長が担当されてると思ってるので聞いてるんですけど、この問題については。財政なんかについても、どこまで数字が出て相談されてたわけですか。

先ほど教育長の答弁では、財政当局とも話をして、ランニングコストの分も確保したなんていうくだりがありましたけれども、一体これだけの、その1年後ですよ、今、この委員会は。それで初めて約10億円近い提案されてるわけです。この1年の経過の中でこんなにもなってしまうということが、何かわからなかったとか、結局そういうことやと思うんですけども、そんなはずさんではないでしょうか。こんなことを信用して、私たちはあなたたちが言う数字をもとに、これだけの財政は要るけれどもということで、いろんな判断していくわけでしょう。全然答弁になってないと思うんですね。こんなはずさんな報告で委員会が了承したということで、後でPTAの皆さん、それから議会が終わった後で話をするとというようなことをおっしゃいましたけれども、こんな短時間の審議で、わずかの説明で、こんな大事な問題が進んでいくという、大変怖さを感じるんですけども。業者の言いなりになってもらっても困ります

し。

先ほど言いました審議会の答申は、5つの観点で答申出してるんです。もちろん財政的な面だけではないですけども、厳しい財政状況というのは、常に幼稚園の統廃合のときにも出ておりましたし、そういう状況です。

先ほど、8月25日に契約を確定と言いました。設計図書ができ上がった、それはそんなに、ぎりぎりになるんですか。3月の委員会で、約1,300万円、設計図書ですよ、実施設計予算で、そんなに時間がかかるんですか。こんなぎりぎりが出てくるわけですか。馬場次長の方が確認をされたのは、そんなぎりぎりやったんですか。

スケジュールに基づくと、もうほんとに、ぎりぎりの段階でこれ提案されてるわけです。十分な審査が委員会でも何かできないような状態の中で、こんな審査のやり方で私は通してしまったら、だめだと思うんですね。立場は違っても、もっとしっかりと論議をしていかないと、またこれ数字が変わってくるような気がするんですね。

もちろん、例えば修理して実際やったら何か出てきたというので、何千万円とか増えるぐらいやったら、誤差が出てくるでしょう、一定ね。

でも、やっぱり契約金額というのは、きちんとした根拠に基づいて出てくるわけですから、それがこんなに乖離してるということで、委員長に提案ですけど、ほんとにこんなんで、この補正が通っていいのかなってほんとに思っておりますので、十分な論議をしていただいたり、またいろんな考え方の方向についても、やっぱりやらないとだめだと思います。

特に、いつも市民の皆さんに、この間説明してきたのが大変厳しい財政状況。

小規模校は、やっぱり効率が悪い。そういうようなことを言っておられましたけれども、これだけの財政負担を提案するという、こういう提案については事務局のずさんな提案の仕方ということを私はやっぱり責任を追及したいと思います。

それから、やっぱりわからないのが建築基準法の関係で、この間、二、三年かかっているんですね。この統廃合の審議会答申が出てから、有効利用検討会議から言うたら、10年近くなりますけれども、この中で十分いろんな制度が変わってくるということもありますけれども、事務局の方やったらもう少し、いろんな耐震補強工事もやってきてるわけですから、余りにも不明すぎるんじゃないですか。一人で考えておられたわけですか。やっぱりスタッフで、グループで、もちろん羽原部長とか、いろんな方とも相談されてきてるんでしょうけど、だれもそういうことに気づかない、資料もない、そういう中で私たちは、その数字をもとに判断させていただいたんでしょうか。

全く、やっぱりまた信用できなくなってしまっておりますので、きちんと答弁していただきたいと思います。

それから、特別教室棟の解体について、今先ほど約7,000万円とおっしゃいました。これは、どういう試算に基づいて出してくるわけですか。今までの中身と合わせて、やっぱりきちんと計算するわけでしょう。いろんな計算してきてるわけでしょう。できるだけ財政負担が増えないように、そういうことだと思っただけですけどね。もちろん単価の計算があるだろうから、そういうことだと思っただけですけども、だからこの間の経過を見たときに、私はこの統廃合へ向けて予算はできるだけ小さく報告して、実際に統廃合条例が通ってしまったら、ふたを開け

たらこんなに増えたということを通してしまふ。こういうことではないかなと、大変怒りを感じてるんですが、この委員会もやっぱり、この委員会の審査にかかわる問題ですから、根本的にその中身の今回のこれまでのやり方についても責任を問うていきたいと思いますが、どう感じておられますか、教育長も羽原部長も馬場次長も。

○石橋委員長 質問中の答弁は避けてください。挙手のうえ、お願いいたします。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長 この間の財政との協議についてでございますが、先ほど申し上げましたように、5月の定例教育委員会の方で全体的な計画を進めるに当たっての財政的な裏づけについての確認をとということの委員からのご指摘でありましたので、私ども3か月程度かかりますということで教育委員会を中断いたしまして、財政の方とこの間、協議をいたしました。

基本的には、財政と協議した内容は、先ほど教育長が申し上げましたが、ソフト、教育施策の充実のうち、ソフトについては今回の統廃合によって生み出される経常経費の削減額を充てましよう。

それと、施設整備、いわゆるハードの整備につきましても、跡地の利活用を含めて財源を調整するという内容で一応、財政と調整をさせていただいたと。そのことをもって、教育委員会の方へ報告をしたということでございます。

それから、設計図書が遅いではないかという指摘なんですが、これにつきましては去年の12月に債務負担行為ということで、2か年かかりますということの説明の中でご提案申し上げまして、ご可決いただきまして、その後、業者選定等々契約検査課の方にしていただきまし

て、18年1月30日に契約できまして、その時点では8月10日で一応設計ということにしておりましたが、若干、協議する内容が輻輳しておりましたので、最終的には先ほど申し上げました8月25日ということで2週間ばかり、でき上がりが遅れたということですが、いずれにしても当初8月の予定ということで設計をお願いしたものでございます。

関連して、その解体費についての積算はということでございますが、基本的に設計のコンサルタントにお願いするのは、直接工事についての積算でございますので、その段階では5,500万円という数字が来ております。しかし、最終的にはこれに経費等がありますので、先ほど申し上げました7,000万円、数字的には7,110万円という数字で今回、一応、内訳をつかんでおりますが、しかしこれも確定するのは入札して落札した業者が積算内訳をつくった中で企業努力等々がございまして、数字が変わってきますので、この7,000万円が確定したものではありませんので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと、当初の数字と非常に大きく乖離したということでございますが、基本的に特別教室棟の扱いが変わってしまったということで、当初、積算しておりました10教室程度と職員室の増床、それと給食場ということについては、これは何ら変わっておりません。ただ1点変わりましたのは、建築基準法が改正されたのが平成17年6月施行でございますので、これについては当初、当然わかっておりませんので、50平米の増床しかできないというしぼりがありますので、その範囲でどうするかということの変更は生じましたが、基本的には普通教室10

教室、それと給食場、それと職員室という形の内容は今回も変わっておりません。今回も、ですから最終的に増える普通教室は9教室、現状ある普通教室に比べまして、この建てかえをすることによって増える普通教室は9教室。

あと、それ以外に、当初ご説明しておりますが、現有の普通教室は8教室でございます。今回増築しますが、旧の北館との施設の入れかえがございまして、差し引きすれば普通教室は9教室増えるだけでございますので、当初、私どもが10教室程度と言った部分と変わってはおらないと、私どもは考えております。

それ以外に例えば養護のクラスが1つ増えるとか、そういった部分で12教室程度は増えますが、当初ご説明申し上げました10教室程度と職員室、それと給食場ということについては、当初の積算と何ら変わっておりません。その部分だけであれば、変わっておらなかったんですが、ただご指摘いただいております建築基準法の中の道路斜線規制について私どもの知識が及ばなかったということについて、そのことのご指摘を受ければ私どもの浅学というか、その分が認識できなかったことについては、もうご指摘のとおりでございますので、今後、事務を進めるに当たりましては、今回のことを自戒いたしまして慎重にやっていきたいと考えております。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 道路斜線規制が入ったから、そのことについてはわからなかったと、そういうことなんですけど、1回目の質問のときに、この間のずっと経過を答弁されました。そのときわかったのは、もう、17年の9月にはわかってるわけですよ、言うたら。12月までには、わかってるわけですよ。11月から説明会を開

いていってるわけですよ。認知したのは、いつですか。さっき言うたら9月でしょ。違いますか。建物の規制がかかるというのがわかった先ほどの説明の中で、17年9月29日、教育委員会の統廃合の決定を出した時点の段階の後ですか、説明会をずっと開いていく中でわかってたわけでしょ。説明会が終わった後、知ったわけですか。

だから、4億7,700万円という数字が、ずっといってるんですよ。この数字をもとに判断してきてるわけですよ。厳しい財政状況やけれども4億7,700万円かけて3階建て10教室を建てますと、学校給食調理場も増床しますと、そういうふうに説明してこられたんでしょう。

12月議会のときも、たくさんの人たちが傍聴しに来られる中で、残念ながら議会で統廃合条例が通りました。でも、その根拠になったのは、この数字じゃないんですか。それが、今、この9月の委員会の中で、こんな倍近くにもはね上がるなんていうことが、一体どこでこの審査をされたのかということになりませんか。審査、やり直してくださいよ。

1年、統廃合が延びたっていいじゃないですか。こんな委員会審査を余りにも軽視してるというか。資料も、説明不足やし、こういうことで委員会で通ったなんていうのは、ほんとに文教常任委員として恥ずかしいです。余りにも不明過ぎて、結局、都合の悪いことはできるだけ抑えて、数字もできるだけ低く抑えて提案をしてきたと、そんなふうに判断せざるを得ないです。

教育委員会に対する説明だって、教育委員会の議事録があるから、またしっかり見てみますけれども、こんな数字の提案もなしに、統廃合決定しないでしょ。

先ほどおっしゃいました、経常経費の削減のことと説明したと、ソフト面についても説明したと、そんなふうにおっしゃってますけども、当然どれくらい統合の経費がかかるかというのも出る問題でしょう。効率的な財政運営を考えてるんだから。

今回この数字が新たに倍近く出てきた中で、事務局としてはどういう説明をされてるんですか、教育委員会の皆さんには。

こんなやり方で委員会の審査が通ったなんて、PTAに説明されたって困りますんで、やっぱりきちんとキャッチボールをしながらやっていくということと、それから委員会で十分な協議会なども開いて説明をさせていただきぐらい、そちらから言うたっていい話じゃないんですか。議員がどうなってるのかと聞かん限り、説明に行けと委員長が言わなかったら各委員、議員に説明にも行かない、ということですか、こんなん。

こんな資料だけで、この委員会で通せんなんて、ほんとにひどい話やと思いますよ。どう責任を取られるんですか、このことについて。統廃合、延ばしなさいよ。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 時点の認識を再度ご説明申し上げますので、どの時点でわかったかということが非常に問題になっておりますので、再度申し上げますけれども、教育委員会で決定したのは17年9月ということでございます。それ以前に先ほど申し上げましたように、財政方とこの財源について、ソフトについては経常経費の削減でと、ハードの整備については跡地の利活用を含めた中で財源を手当てするという事で、一応調整が終わりましたので、そのことを9月に報告して最終決定をさせていただいた。

その後、教育委員会も決定いたしましたので、山崎委員のご質問のときにもご説明申し上げましたが、私の方で建築住宅課の技術者の方へ味舌東小学校の状況について相談申し上げた中で、その特別教室棟にかかる道路斜線規制があるというのが判明いたしました。

そのことを受けまして、この12月に設計の補正予算を2か年でさせていただきたいということで、債務負担行為でご提案申し上げたときに、委員からのご質問の中で私どもの方で特別教室棟の改築が発生したということをご説明させていただきました。

その後、3月議会においても金額についてのご質問がございましたので、金額につきましては設計中でございますので、それができ次第、工事費の提案をもってご説明したいということをご説明させていただいたのが今回の経過でございます。

そのわかった時点が非常に問題になっておりますが、これはそういう形で先ほど来申し上げておりますように、私どもの知識が至らなかったということでございますので、そのことについては今後の事務を進めるに当たって自戒していきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 今回の経過でございますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、この学校統廃合の目的を考えていけば、やはり条例改正していただいた、そのことについて一日も早く平成20年4月に円滑な、子どもたちにとってもよかったと言われるような統廃合をしていきたいと思っております。

その中で、やはりこの施設の問題につきましては、ほんとに先ほども言いましたけれども、馬場次長からも何度もご説

明申し上げましたけれども、非常に私どもにも不明な点があったということで、結局、倍に上がったということは、特別教室棟をどう扱うのかという議論になったと思います。

それで、今も言いましたけども、昨年の12月議会、3月議会でも特別教室棟をどういうふうに建築基準法をクリアしていったらいいんかという議論をしておりまして、先ほどいろんな方法があると申しました。

あるいは、ほんとにもう学校敷地から外してしまうという方法もあるんですけど、それは行政の立場としては、とてもやないけどもできないことだと。いろんな方法はありました。3つほどありましたけれども、その中でやはり建てかえるという方法が財政的に見れば、一番将来のことも考えれば適切ではないんかということで、あと問題になってきますのは、やはり私どもでは最初にも言いましたけれども、今回の施設整備については必要最小限度でとどめたいというのが基本的なことでありましたけれども、今回こういう問題が出てきたということでありますから、あとは財政が許せる範囲で、どういう方法でこの計画を進めていったらいいんかという議論の中で今回、特別棟の建てかえということになったところであります。

そして、先ほども言いましたけども、やはり大きな経費がかかりますけれども、これはこれからの子どもたちの教育に生かしていきたい。そして、子どもたちに、よりよい教育を提供できるように全力で取り組んでいきたいと、そのように思っております。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 委員として、この統廃合の問題で実際どれだけお金が要するのかとい

うことで、資料請求もさせていただいてます。そのときに回答で、去年のこれ12月の資料ですよ。4億7,700万円の、この分です。三宅小学校と柳田小学校の統合の場合は不要であると。別途転用教室の補修費が必要ということで、資料いただいています。

こういうのを根拠に私たちは質問するわけです。判断もするわけです。しかし、こういう点で言うても、今回のこの提案のやり方や、この間のいろんな判断の仕方とか、委員会への説明とかについても全く納得できませんし、こんなやり方で通ってしまうということについては、委員会の審査にかかわる問題やと思いますので、そのことについては委員長にも強くこのやり方について判断をしていただきたいと思います。

私立幼稚園適正配置計画の実施についてという、これ、もう大分忘れてはるかもしれませんが、15年1月に出された、これはお母さんたちに出された資料です。この中で統廃合をしますという中身が書いていて、そのトップに本市の財政状況についてという、幼稚園は特にもっとひどかったんですけど、財政状況、財政状況ということで、これがトップに来てるわけです。ことごとく、こういうような状況で統廃合を進めてきたというのが、教育的観点と、さっきも何回もおっしゃいましたが、財政的な厳しい状況で赤字再建団体に陥るかもしれない大変な状況なんだと、喫緊の課題であると、財政問題については。そういうようなことで言ってこられて、約5億円、3階建て10教室、そうやって建てるということを言ってこられて、今回こんな提案をしてきたということの経緯についても全く納得できませんし、情報公開の点でも、それから何て言いますか、余りにもそう

いう制度のことについて知らなさ過ぎるというか、そういう中でコンサルタントというか、業者の言いなりになってるの違うのかななんて反対に不信も持っています。

ほんとに子どもたちが行きたいという学校、このことについて1年延ばしてでも慎重に審査をしていく、こういうことも必要だと思いますよ。

そういうことで意見を申し上げておきたいと思いますが、こういうような状況で、委員会でいろんな、ほかの、これまでもありました。裁判になった問題についてもありましたけれども、いつも委員として、やっぱり事務局といいますか、提案のやり方とか、そういうことについて大変な不信を持っておりますんで、この補正には納得できないということを上げて質問を終わりたいと思います。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 行革の中でというご質問がございました。統廃合の議論が進んでるときに、ちょっと私の方で認識しておりましたのは、学校の統廃合については、やはり馬場次長も申し上げましたように教育的な問題、学校の教育的な機能をどう整備していくかという観点からの取り組み。

幼稚園につきましては、やはり行財政の側面からの取り組みというふうに、私、その当時は市長部局にございましたけれども理解をしております。

今回の味舌東小学校の件につきましても、先ほど馬場次長が申し上げましたように、教育委員会でのそういう建築基準法であるとか、そういう関係法令に対する知識がやはりきちんとなかったということが大きな問題でございまして、特別教室棟、これをどう扱うか、去年の11月以降に判明した内容をどういうふうに

整理をし、整備を進めていくか。財政負担をいかにして減らせるかということで、随分内部での議論もいたしましたし、コンサルタントを含めたいろんなノウハウ、そこでは整理をしてきたわけですが、やはり最終的には財政面を考えると取り壊しをして新たに建てるべきであろうという結論を私どもとしては整理をしてきたということでございます。

また、給食調理場につきましても、当初は増床と、増築と考えておりましたが、ドライ化の問題、そういう一定の床面積を整備した施設としてドライ施設を整備するとなると、増床できる範囲では、もう足りないということで新たに1棟を建てるということで、その2点から総額の予算は膨れ上がっております。

もともと説明しておりました金額から比べますと、かなり膨れておりますので、その点、先ほども申し上げましたように教育委員会としてのノウハウが足りなかったと。その辺の改善、取り組みについては今後、十分また見直しをさせていただきますけれども、今回の補正予算についてはそういうことで、ひとつ十分なご理解をお願いいたしたいなというふうに考えるところでございます。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 終わろうと思ってたんですけど、羽原部長の答弁の中で、私の質問、聞いておられませんでしたか。この学校の適正配置の答申の中身が5つの観点でやっているとということです。

だから、幼稚園よりも教育的観点が大きかったから、それはあるでしょう。でも厳しい財政状況というのは、ずっとおっしゃっておられたんです。効率的な運営というのも、ずっと説明会でも言っておられたでしょ、統廃合することの方が物件費も少なくて済むし、そういうふうに

言ってられてますやん。

コンサルタントにも相談をしたというようなことですが、どれだけ今まで耐震補強工事やってきてますか。味舌小学校だって、味舌東小学校だって、耐震補強工事やってますやん。あと、残りの棟をやった方が安くつくんじゃないんですか。そんなこともやめて統廃合に進んでいってるわけですから、そういう中でどれだけ耐震補強工事やってますか。烏飼西小学校も何かややこしい感じで遅れてますけれども、そのことについてははっきり説明いただいておりますし、耐震補強工事をこれだけやってきているのに建築基準法が去年の6月に改正されたことすら通知ももらっていないし、知らない、こういうことが新たにわかった。全く信用できないです。

こういうような事務局への不信を私はずっと持たされたままで、この委員会で賛成することは絶対できませんので、そのことも申し上げておきたいと思います。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午前 11時38分 休憩)

(午後 1時 再開)

○石橋委員長 再開します。

馬場次長。

○馬場教育総務部次長 午前中の私の答弁で、川端委員の質問の中の紫外線の件につきまして、ちょっと数値を誤って答弁いたしましたので再度答弁させていただきます。

川端委員のご質問は、紫外線のカットについてというご質問の中で、私、誤って紫外線の透過率を60%から70%と申し上げました。今回、採用いたしますガラスにつきましては、4ミリのガラスを使用いたしますので、紫外線の透過率が67.6%。ですから、カットにつきましてはその逆の32.4%ということ

になります。このことにつきましては、18年6月20日に味舌小学校、並びに味舌東小学校のPTA会長から要望事項がありましたところの中で、その旨、回答させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 小学校の増改築工事についてでありますけれども、各委員からいろいろとご質問されましたけれども、私ども一番、不思議に思うのが平成15年の4月に当初、増改築はこれぐらいでということで4億7,700万円ということで、ずっとそれぐらいになればということで統廃合という、根底にあったのが財政論がありまして、それからやっぱり教育論というのが来たわけだと思うんですけれども、その中で今回、9億9,800万円、ざっと5億2,100万円というような大幅な増額補正と、いまだかつて、そういうことはなかったというようなことですので、なぜこういうようなことになるのか。

この4億7,700万円の算定根拠というのが、これあやふやになってしまうんじゃないかと。これをきっちりしとかなないと、この統廃合自体に、なぜ統廃合しなければならなかったのかという論議になってしまいますんで、その辺のところをこの平成15年に4億7,700万円、どういうふうな形で足りない教室がこう、こういうことでこうなったと。

今回、コンサルタントに委託して設計をあげてきて、倍以上の補正をしなければならないという結果になるのは、おかしいと思うんですね。

例えば、教育委員会自身で算定したら幾らぐらいになるのかと、コンサルタントに委託したから、これぐらいになったんだと。その辺のところの接点を明確に

していただけたらなと思います。

それと、例えばこの特別教室のこの棟がありますね。これをつぶさなければならぬと、つぶす根拠なんですけれども、先ほどからお聞きしてますと建築基準法の改正ということなんですけれども、これ、平成17年6月施行ということなんですけど、この道路斜線規制というのは、これは以前からありました。それが、どう改正されてこの建物に違法というふうな形になるのかですね。

もう一つは、この建物を解体しなくても、何とか施設をこの4億7,700万円で、そのままの予算でいけるという案はいろいろ考えられなかったのかということですね。

例えば、建築基準法に違反しても、これは建てるときは違反してないんですから、現在、つぶれるまでは、そのまま置いておいてもいい建物です。

先ほども50平米以上になると建築基準法の中で増改築ができないということなんですけど、例えばほかの小学校でどうしても増改築をしなければならない、その中に建物があったと。そうしたら、それもつぶしてやるんかということ、そういうことじゃないと思うんですね。ですから、回避できることをどれぐらい検討されて、こういうふうな結果になったというのは、これは非常に大きな問題ですよ。

倍以上の補正というのは、いまだかつてないと思うんですね。その辺のところをちょっと明確にさせていただきたいなと思うんですね。

それから、財政力からいいますと、この補正はどうするんですかといいますが、起債を起こさな仕方がないんですけれども、ご存じのとおり摂津市は公債費比率が26.3%ということで大阪府下でトッ

プ、全国的にもワースト10ぐらいに入るんじゃないかなと思うんですけども。起債制限比率に、義務教育施設ですから入らないということなんですけれども、借金が増えるということになってしまいますんで。この点についてもっと、例えば羽原部長なんかは財政には非常に詳しい方ですので、これはいかんということで、どれぐらい検討されたんかなと思うんですね。

その辺のところ、一番懸念するところなんです。この起債をかなり起こさなければならぬと。プラスだけでも5億2,100万円、これだけのお金を出してこようとすれば、根底には小学校の跡地を売却というような話も今まで出ております。現在のところで市長も余り売却はしたくないようなことも言っておられます。災害時の避難場所、それから地域のコミュニティの場所ということで必要最低限売却しなければならぬかもしれないけれども、何とか残していきたいという方向を聞いておるんですけども、このことによって味舌小学校の跡地、それから三宅小学校の跡地、統廃合した後、売却論がどうしてもあそこに、これだけのお金が要りましたから売らなければならぬというような裏づけになってしまうんじゃないかなということも懸念するわけです。

そういうところで一応、一度ご答弁をいただいて、再度質問していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 それでは、まず4億7,700万円の根拠ということでございましたのでお答え申し上げます。

平成15年にこの統廃合の説明会をするに当たりまして、試算したわけですが、その当時は午前中からの質問

の中でお答え申し上げましたが、10教室の普通教室が必要だということと、あと職員室、それと給食場の設備が必要ということで、一応算出根拠といたしましては、普通教室、1つの教室で100平米を予定いたしまして、100平米掛ける10教室、それと職員室等の増設で500平米。ですから、1,500平米に当時の建築単価で25万円を掛けまして3億7,500万円の建設費。それ以外に撤去費、それとあと設備、放送設備とかそういった部分。それと給食場の増改築等々のそれぞれの整備費を合わせまして、先ほど申し上げております4億7,700万円という数字を出させていただいております。

今回、ご提案申し上げている数字でございますが、先ほど来申し上げてますように、今現在、普通教室が8教室ございます。それ以外に養護の教室でありますとか、学童保育の教室を合わせまして、普通教室として使っているのが15教室。それと、それ以外に特別教室が7教室。あと管理棟があるわけですが、そういった普通教室等15教室と特別教室7教室につきまして、今回、特別教室棟を取り壊さなければならぬということで、新たに特別教室棟と普通教室の不足分を建てますが、今回差し引きいたしますと普通教室として9教室増、それ以外に養護教室、それとティーム・ティーチングのTTルーム、それと学童保育の部屋でそれぞれ1教室、合計12教室の普通教室が必要になっております。それと、特別教室7教室をすべて解体いたしますので、それに見合う特別教室7教室。

ですから、単純にいきますと普通教室を12教室と特別教室7教室、あと給食場の増築ということになります。

ですから、当初と算定が違いましたの

は、普通教室につきましては当初10教室程度と申しましたので、先ほど言いましたように12教室ですので、そんなに違いはないかと思えます。

結局のところ、先ほど来申し上げております道路斜線規制にかかった特別教室棟を丸々解体して建てなければならなくなったということの、この7教室分の増と、当初予定しておりました給食場を増床でやる予定をしておりましたが、それも建築基準法の改定の関係でできなくなりましたので、それも新たに建てなければならないということになりまして、この特別教室棟を建てる部分と給食場が新築になった、その部分で金額が今回の金額になっているということでございます。

特別教室は、通常、普通教室2教室分を1教室として大体建てますので、7教室ということは普通教室14教室分。

ですから、普通教室の増築は12教室ですので、約倍の建物の大きさになってしまうということで当初の4億7,700万円が今回の数字になったということでございます。

それから、特別教室棟を解体する根拠についてでございますが、特別教室棟につきましては建築基準法の道路斜線規制というのがかかっておりまして、これはもともとかかっておる規制でございます。午前中の説明の中で私ども説明申し上げましたのは、平成17年6月施行の建築基準法の改正につきましては、2階部分の廊下が増設できないこと。それと、増床する場合でも50平米しかできないこと。このことが平成17年6月施行の建築基準法の改正内容でございます。そのことを知ったと同じ時点で、道路斜線規制についてもこの敷地についてはかかるということをおもって私ども建築住宅課の方から教えていただいたということで、これが

17年の11月にそういうことがわかったということでございます。

それから、特別教室棟を残す方法があるのかなのかということでございますが、基本的に今回、特別教室棟を最終的には解体して新たに建てるという方法を選択したんですが、まず前段ではその11月に建築住宅課の方から指摘を受けましたので、設計業者と契約いたしまして、それを残して使える方法があるのかなのか、ということから設計業者とは協議に入りまして、その中で残す方法もあることはあるという提案を受けております。それにつきましては、今回の道路の斜線規制が、高さで言いますと、特別教室棟の3階、4階部分が、道路斜線規制の高さにひっかかっているということで、この3階、4階だけ解体除却して1階、2階を使う方法があるという提案を受けました。

私どもは詳しい技術的なことはわかりませんので、そうすることによって少しでも費用が安くいけるのであれば、そういう方法を選択したいということで、その方法について設計コンサルタントの方へ試算していただいたんですが、結果といたしましてそういう工法はあるけれども、現在子どもたちが授業に使ってる教室を壊すということになれば、その期間の仮設の校舎であるとか、また除却した後の1階、2階を使う部分だけの設備であるとか、そういったことを詳しくコンサルタントの方が積算した結果として新たに建てた部分と経費的には変わらないと。むしろ仮設校舎をつくるであるとか、そういったことで工期が長くなってしまふということが判明しましたので、私どもはそこに1階、2階を残してするよりも、全く新しくつくった方が、今後10年、20年と使う建物でありますので、

子どもたちにはいいだろうということで、そちらの方を選択いたしました。

また、その前段で例えば特別教室そのものを義務教育施設から外してしまうということが可能かどうかということについても一定議論をしたんですが、しかしそのことにつきましてはやはり行政を担う私どもがそういった形の中で運用することについては、今後の行政を進めるにあたって非常に問題があるという指摘も受けましたので、その部分を残すという選択には至らなかったと。仮に残したとしても、そこへ耐震補強の工事をするなり、結局その残した建物につきましては義務教育の施設として使えませんが新たに今回と同じような形で建てていかなければならないということもありますので、その部分は行政としてはやはり今、コンプライアンスが非常に厳しく言われている中では、その方法は選択できないという結論になりまして、先ほど言いました1階、2階を残す方法とか、いろいろ検討したんですが今回の方がよりいいだろうということで最終的に今回の方法になったということでございます。

それと、結局、財源といたしまして補助金、それと地方債と一般財源ということになるわけですが、先ほど森内委員もおっしゃっていましたように、地方債につきましては今回の実質公債費比率からは除外される地方債ということになりますので、もう、この地方債を発行したことによって、今現在実質公債費比率が26.3%になっておりますが、その部分には影響は与えません。

しかし、いずれにしても借金でございまして、その償還財源が今後30年にわたって発生するというので、その財源をどうするかということにつきましては、今回補正予算をあげるに当た

りまして財政の予算査定を受ける中で最終的にはこの方法を選択するというので一応補正予算として市長部局と調整した結果ということでございますので、この返済のための財源が今後必要になってくるとということについては、そういうことになろうかと思っております。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 財源としての跡地の問題ということでございます。跡地につきましては、教育委員会単独で決定できるということでもございませんので、市長部局と一度協議をするということで、実際には協議に既に取りかかっております。

市長の考えとしては、やはり安易に売却ということは望ましくないという考えであるというのは、私どもも承知をしておるわけですが、現状の財政の状況及び今後のさまざまな事業、仮に教育委員会だけでも耐震補強工事、これはやはり国の方からは早急に進めるように求められていると、そういう事情があるわけですので、現状の財政を見たときにそういう今後進めていくことが求められる事業が果たして可能かどうか、そういう議論が当然必要になってくると思っております。

そういうことを改めて整理をしまして結論づける。ただ、財政の現状を見れば売却も当然選択肢に入れて検討するというので、今後できるだけ早急に実務者レベルでの会議で一定整理をした上で結論を出していくということで今のところ作業を進めておるところでございます。

ですので、直ちにこの場で売却どうこうということまでは申し上げかねますが、そういうことで既に作業には着手しておりますので、一定の時期にはまた考え方についてはご説明できるものというふうに思っております。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 今回の補正については非常に遺憾であります。

例えばといえば、名前を出してなんですけど、例えば教育長が新しい家を建てる。その要因としては、例えば子どもさんが今、分かれて住んでおると、独立しておられると、今度家を建てて2世帯住宅にするから、もう今のところを売却して一緒に住もうやということで例えば5,000万円の家を建てましたと、2世帯住宅。ところが、よく考えてみたらキッチンは狭い、これも広げないかん。子どもの部屋も計画に入れてませんでした。年がいったらバリアフリーにもせないかん。それで、よう考えてどないしても1億円はかかりますよと。今までの子どもさんが住んでた家を売却の契約もして手付けももらってしまったと。さあ、どうしようかというのと同じ理論なんですよ、これ。

教育長やったら、これ、どういうようにします、そうなったときに。いや、そんなん5,000万円でやってもらわな困るやないかというのが当たり前なんですよ。

4億7,700万円も一緒じゃないですか、これ。5億2,100万円ですよ、プラス。

これ、最初は教育委員会サイドで積算したんです。例えばこれ、今、教育委員会サイドでこの5億2,100万円をコンサルタントに委託せんと、どれぐらいでできるかということをやったんですか、これ。教育委員会として、これぐらいでというふうなところで、ああコンサルタントから来たからしょうがない、納得せなしょうがないというのか。

例えば、先ほど馬場次長も言われましたけども、社会教育施設として今の特別

教室棟を生かせる方法もあるんですよ。だから、そういう2階の渡り廊下があって、はしご車が入らないから、これは消防法でもだめです、建築基準法でも違反しますと。

しかし、建築基準法、あれが建ったときには合法的に建てたもんなんですよ。その要因として改正もあるでしょうけども、一番大きな要因はあの西側の道路、住宅開発、宅地開発のときに道路認定やったんですよ。その、そういうときに建築と打ち合わせをして道路斜線規制かかりますよと。今度、開発するときには、おたくの建てる家はもっと、まあ言うたら10メートルの道路斜線ですか、それに見合うような開発をするのが市の姿勢じゃないですか。それを後で、こんなんおかしいやない、改正ですって、そんなので済む話じゃないですよ、これ。

どこかの知事さんが「もったいない」ということを言うてるんですよ。あれは、今度つくるからもったいないんで、今あるもんをつぶすのと、どちらの方かというたら、つぶす方がもったいないと思いますよ。生かしていけるというような形でも、例えば社会教育施設、いろいろな問題があると思いますよ。しかし、やはりその施設を残そうとすれば、いろいろなことを考えてやるべきじゃないかなと。余りにも唐突にポッと出されて、先ほど委員からも指摘がありましたけども、ポッと出て協議会もしないでやると。もう、賛成せざるを得ないというようなことでは教育委員会の姿勢というのを疑わざるを得ないんですよ。

もう、こうなりましたから、これでやってください。文句があんのやったら、後で言うてください、後の祭りですよと、それじゃあぐあい悪いんです。我々が最初に統廃合というのは、やっぱり教育を

どうしようかということ。その根底にあったのは、やっぱり経済的に最小限の経費で最大限の成果を上げるということで4億7,700万円、致し方ないということをやったんです。いざ、統廃合が決まったら、その倍かかりますよと。統廃合はもう決定して、あなた方、皆賛成したから、これも賛成せなしようがないんじゃないですかというようなことでポッと出された今回の補正なんですよ。

先ほど言いましたけども、教育長、例えば先ほどの2世帯住宅のあれに合わせて、そんなんむちゃくちゃやないかと言うのが僕は当たり前だと思うんです。教育長として、どうなんでしょうかね。

それともう1点は、給食調理場ですね。最初は増床ということだったんです。それが今度は建てかえて広くするということで、かなりの金額がかかるんですけども、かねてから給食調理の民間委託というのが打ち出されておりますけども、この点については非常にもったいない話ですね。

例えば優先順位があるでしょうけども、どこどこの学校から、小学校12校、中学校5校あるんですけども、中学校は別として、小学校の給食調理の民間委託というのは、やはり財政的に見ても効率的なということで民間委託しようという方向で進んでる中で、これだったら恒久的なものをつくって、そういう面からにしてももったいない施設やないかなと思うんですけど、その辺について一度、お答えいただきたいと思います。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 今回の工事単価について、果たして妥当かどうかというご質問ですけども、当初、先ほど申し上げました私ども約25万円で一応10教室分を計算しまして、あとそれ以外に給

食場と職員室と、そういう形でしておるわけですが、今回設計業者から提示いただいで中で、これにつきましては私どもだけではなく建築住宅課の技術者も入っていただきまして、その内容を精査する中で工事内容等、設計業者と協議して、最終この工事でいこうということの精査は一応させていただきました。

でき上がった部分の工事費を見ますと、6億4,600万円ほどの直接工事経費、それ以外にあと管理経費がかかるわけですが、そういった部分を勘案しますと、私どもが見てた25万円よりも低い金額に結果としておさまっておりますので、基本的に私たちも一応、設備等も精査した中で最終的な数字はその程度になっておりますので、今回はこの数字で妥当であるというふうに考えまして、一応今回予算の計上をお願いしているところでございます。

ただ、経験則といたしまして、今後これを入札にかけますと、また請負業者の企業努力の中でもう少し節減していただけるものと考えておりますので、単価的には今回妥当な単価ではないかと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

○石橋委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 給食場の民間委託を議論のある中でどうしてこのような経費をかけてまで改修するのかということなんですけども、民間委託については学務課の方でもいろいろ検討してるわけなんですけども、他市の民間委託をしているところへも伺って聞いてるんですけども、やはり学校の給食の安全という意味で民間委託をしている施設はすべてドライ運用のできる施設を他市も民間委託しております。

ですので、この味舌東小学校の施設に

新設でドライ運用をするような施設を建てたとしても、今後、もし仮に委託となった場合は委託の施設として民間に任せられる施設ということで考えております。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 何回もしつこいようですけども、この当初の4億7,700万円ですね。こここのところの算定が、どうもおかしいんです。例えば特別教室棟をつぶさなければ4億7,700万円でいけるんですね。それで、なぜ増えるか。つぶすから、この際ということで倍になったんですよ。そここのところがおかしいと言ってますよ。

だから、つぶさないようにして、こちらをプラスアルファで、例えば増設しようという努力をされたのかということですよ。

それから、建築基準法で道路斜線規制なんですけど、これ改定なのか。新しく17年6月施行で改定されたと言われるんですけども、この道路斜線規制というのは以前からあったんですよ。なぜ、これが発生したかというのは改定じゃない、抵触するようになったからと思うんですよ。

道路認定をしたから、道路斜線規制に抵触するんですよ。そここのところ、きちりしてください。

改定されたから、それは違法なのか。市が認定道路として、その周りの状況が変わったから抵触するようになったのか、そここのところをきちんとしておいてくださいよ。そこが問題なんです、これがきちんとなないと、そのときになぜ抵触するようになったのかと。

そしたら、ほかに回避できた一つの方法もあったんじゃないですか。例えば道路幅員を広げるとか、そういう指導ができたんじゃないかということになるんで

すから、その辺のところを明確に答弁していただきたいなと思います。

それから、給食の調理場ですけども、そら衛生的な施設でやるというのが、これがいいとは思いますが、最低限で何とか抑えられないかと。

それから、給食の民営化というのは他市でもやっておられますけれども、やはり給食センターというような形で各12の小学校に1つずつじゃなしに、やはり将来的には1つの大きな施設から各学校に配食するというようなシステムの方が効率的であると言われておりますので、そのようなことも検討されておるのに、なぜ今回こないなるのかというのは我々もこの将来のこういうふうにしよという計画があるのに何か逆行するような感じも見受けられんこともないわけです。その辺についても、もう1つお願いしたいなと思いますね。

例えば、この施設を社会教育施設として残して、社会教育施設の中で義務教育の学校側が、その目的で借りるという方法も1つあると思うんですよ。

要因は、建築基準法に抵触することなんですけど、抵触するようなことを市がやったんですから、別にそれを何とか分離してできないかと。僕はできると思います。道義的に市がやるからできないということなんです、民間であればもったいないという立場からであれば、必ずそれはできると思います。そういうことも考えて、やっぱり出してきてもらわないと、この倍以上の補正を組むというのは、これはどうかなと思います。

それから、手続きの順序にしても、こんなやり方ですから、こないになりましたんやと。余りにも簡単過ぎるというか、情けない限りです。

17年6月にわかったのか、そのとき

に認定したのか、認定して抵触するようになったのか、そこのところもひとつ教えていただきたいと思います。

先ほども言いましたけど根底にはやっぱり教育長、さっきより言いますけども、計画はこれやったと、こう変わりましたんやと、納得してくださって、さっきの家の、それでいいのかどうかですよ。私は、そんなんやったら絶対に納得できないですよ、その点、聞かせてください。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 なぜ、この特別教室棟が既存不適格になったかということについて明確にということでございます。

基本的に、今、ご指摘いただいたとおりでございます。まずこの学校は昭和47年開校でございます。その当時は、今現在、道路となっている部分につきましては、すべて学校用地として買収しておりましたので、その時点においては、この建物はすべて建築基準法に適格な建物として建設されました。

その後におきまして、議員おっしゃってます道路認定という形が出た段階で結果的に、その段階でこの建物が既存不適格になってしまったということです。

そのことは平成17年6月施行の改正とは、また別の話でございます。それ以前のことでございます。

結果的に、その道路用地として認定されたときに建物が既存不適格になりましたが、基本的に今回、敷地内に増築をしなければ既存不適格といえども適格な建物として使用はできるんですが、今回、統合によりまして新たに10教室分、普通教室を増築しなければならないというときに現在の建築基準法上では学校全体の敷地の建物を一体のものと見なして、その建物すべてが今日の建築基準法に合

致しなければ新たな建物を敷地内に増築できないという規定が、これはもう以前からございますので、その規定にひっかかって今回そのままで残せない。新たに、要するに建築をしようとするれば、その建物を除却するか何らかの方法を考えないと、新たな教室が建てられないということになりました。

そこで、私も判断する中で先ほど来申し上げておりますが、じゃあその特別教室棟を現在の基準法に合わせるために3階、4階部分を解体する方法を検討いたしました。これとて経費の問題で新たに建てるのと遜色ない費用がかかってしまうということではできなかった。

また、じゃあこの敷地を外してしまつて、全く除いてこの建物を建物として有効に活用すれば、その価値は残りますので、おっしゃっているとおり相殺されるわけでございますが、しかしこの建物は49年の開校ですから48年に建設しております。そういう意味であれば30年以上たっている建物、それと、今現在これを使用するとすれば耐震工事も必要になってくる。

それと、またこの建物にはトイレ、あと内階段がございません。消防法の建築同意の関係で渡り廊下は撤去しないと別の建物になりませんので、そうした場合にその特別教室棟を別の施設として使用すれば、そういったトイレでございますとか、階段でございますとか、そういった改修費も相当かかってくるという中で、これをそのまま残しておくのがいいのかどうかということも内部で種々検討した結果として、このまま使用するには耐えない建物だという形の中で判断させていただいたということでございますのでよろしく願いいたします。

○石橋委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 給食のことですけれども、まず現在考えておりますのは、食中毒の観点から、給食センターで配膳され、もし食中毒が起こったら数校ということ。やはり安全面から見て、その危険度の回避をするということで自校方式、自校で給食を実施すると危険度も分散されるということで、味舌東小学校の給食調理場は老朽化がきてまして、統廃合をしなくても、もう改修に当たる時期になっております。

そこで統廃合があって、児童数が増えたということで、その面積、改修するに当たっては文部科学省の方からも改修するときは、すべてドライ運用にきなさいというような通達も出ておりますので、そのドライ運用をするに当たっては50平米以上の面積は要ということで新築で建てて安全な給食を実施するというように考えております。

給食センターも検討してるんですけども、やはり近年の食中毒を起こしたところは逆に単独校に戻っている市町村もあるということ聞いております。

そういうことで、今のところ教育委員会としては単独方式を続けていきたいなというように考えております。

○石橋委員長 教育長。

○和島教育長 今回の補正にかかわって、例えば自分の住宅を建てる場合を例にとって、どうなのかというようなご質問であるかと思えます。非常に難しいところがあるんですけども、建てかえの目的も必ずしも一緒ではない、違いますし、ただそういう中でやはり、もしそういう場合があれば、建設計画の中でカットできるところはないのかとか、あるいはさまざまな方法を検討しながら工事内容そのものを精査して、できるだけむだを省いて建てかえ経費、その削減に努めて建て

かえ計画を進めていきたいと、そのように考えるのではないかなと思います。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 まあ、これぐらいにしておきますけれども、我々としては統廃合に賛成をして、やっぱり子どもたちの教育のためにということで将来の摂津の教育の一環として、その1つの前身計画として統廃合を容認して、将来の摂津を担っていただく子どもたちのためにということで統廃合を進めていってくださいといったんですけども残念ながら今回の補正というのは非常に遺憾であります。その点だけは、やはり公のものであるという認識はもちろんなんですけど、やっぱり自分の財産としてという視点に立った計画も必要じゃないかなと思いますよ。

先ほども言いましたけども二世帯住宅の話と一緒になんですよ。こんなん、ポツとこれだけ必要ですから、いやあ当初の計画はこれだったんですけど倍かかりますよと、こんなばかな話はないんですよ。それだけ、ちょっと頭に置いてください。

算定根拠にしても、当初の見込みというのは非常にあまいんですよ、これ。コンサルタントも何もなしで大体概算で、これだけ4億7,700万円かかりますよと、これぐらいやったら統廃合するのに、皆さんこれぐらいで、いや、それぐらいやったら統廃合してランニングコストからいくと何年かしたら経費ができるんじゃないかというような考えで我々、ああ、それやったら致し方ないということで賛成してきたんですよ。それが今回の倍の補正というのは、納得できません。

それから、起債制限比率はということなんですけども、借金に変わりないんですよ。羽原部長、これ、財政的に見て摂

津のこれから将来にやっぱり返していかならんですよ。今まで、どれだけ業務再構築運動の中から、それから行革のやってきた、あれも削り、これも削り、議会も一緒になって、やってきたんですよ。それを今回ちょっと入る見込みがちょっとありましたと、あれ使おうかというような感じでやってもらったら困るんですよ。僕ら、そういう感じに受け取るんですよ。思わぬお金が入ってきたと、そういうところで一遍、この将来のことを考えて今まで財政にほんとに詳しい羽原部長、これからどないですか。一遍ちょっと今後の見通し聞かせていただきたいなと思います。

馬場次長も言われることはもっともなんです。これ、建築基準法の改定じゃないんです。抵触するようになったんです。間違いないですね。これ、何か建築基準法が変わったから、この建物、取り壊さないかん、じゃないんです。

例えば道路認定するときに、もっと部局の中で、ほかの部局と連携を保ちながらやれば、もっと早くわかってたんですよ。

それから、例えば道路斜線でいくと、道路を広げてもらわな、どないもならないですよ、うちがこれつぶさないけませんよって。ここの賠償問題やってもいいんですよ。おたくは、これ建てるということで抵触して、どないしてくれんねんと。民間やったら、やりますよ。そういうところを考えると、やっぱり公の財産を自分が、ほんとに自分の財産としてこれからどういうふうに活用していこうという視点に立ってやらないと、僕はだめだと思います。そういう点を踏まえて、今回大きな反省材料だと思います。私も今回の統廃合の施設が非常に学校施設としてよくなるという、これは反対できないですか

ら、これは反対はしないですけども、やはりその経緯において、もう1回、精査していただいて教育委員会のシステムというのを改めないかんと思うんですけど、その点についてどうかということをお聞きしたいと思います。

(「議事進行」と川口委員呼ぶ)

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 今、森内委員の質問の中で17年6月施行の建築基準法改正の問題で、それは抵触であって、改正ではないのではないかと確認してはるんですが、先ほど馬場次長の答弁では、道路認定をうったときの部分の抵触の部分と、それとは別に建築基準法の改正ということがあるということで説明はされてるわけですけども、その辺のところ、一体何が本当なのか、それこそきちんと精査して答弁していただきたいと、そういうふうをお願いしたいんですが。

質問の中で、そういうふうに言うてはるもので。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 先ほどの答弁の中でも私は、基本的には今ご指摘いただいた内容で答弁したと思います。基本的に、平成17年6月に建築基準法が改定されて施行された内容については、先ほど私、2階以上の廊下の接続ができないこと、それと50平米以上の増築ができないことの2点、それ以外に今おっしゃっていただいた、正確には道路の斜線規制に抵触する事実があると、そういう言い方でさせていただいていると私は思っておりますので、決して午前中の答弁と今の答弁が変わってるわけではございません。

結局のところ、同じことの答弁になりますが、午前中も今も同じ答弁をしております。

平成17年6月の建築基準法の改正の施行にかかる部分は2階部分が渡り廊下で接続できないこと、及び既存の建物を50平米以上増築できない。この2つが平成17年6月施行の改定に抵触する部分でございます。

それと、今、ご指摘いただいた道路斜線規制のことは、これは平成17年6月施行の改定ではなくて、先ほど正確にということで答弁いたしました。建てた当時はすべて学校敷地でございますので、建築基準法上、適格な建物として建設いたしました。その後の周辺開発に伴いまして、道路認定をされた時点で建築基準法に抵触いたしまして既存不適格の建物として今日まで来ていると、そういうことでございますのでよろしく願いいたします。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 行政としての判断の仕方、業務の進め方についてのご質問でございます。また、財政の問題も及ぶわけですが、今回の問題はさかのぼっていきますとご質問にありますように、もともとは何ら問題のない建物でございましたが、一定の開発行為の中で道路認定をしたことに行き着く部分もあろうかと思えます。そのあたりも、その辺の細かな経過は私も今承知をしております。けど、やはり市の施設をいろんな多角的にながめて一定の判断をしていくということも、やはり求められている1つの事例になろうかというふうには考えます。

そういうことで、施設管理を担当する者といたしましては、今後その辺は十分に業務といたしまして今後の管理についてしっかり取り組んでまいりたい。

それと、財政の問題、私の方で立ち上がった議論をする立場ではないかとは思いますが、ただ非常に厳しい状況に相変

わらずあるということは認識はいたしておるところです。一定の財源が少し見えてきておるわけですが、だからというて、それをあてに今回補正をお願いするということでは、これは決してございませんで、やはり法的な問題をいかにクリアするかということで、内部で相当議論もし、いろんな方法を検討はしてみましたけども、どう考えても、もうこれしか方法がないということで、もう万やむを得ずということで補正はさせていただきます。

また、今後時代の変化に応じて新しい事業ということもやはり出てくるわけですから、決して安易な事業選択をせずに、やはり財政、しっかり踏まえてやっていく必要があるんだろうなというふうには考えております。

○石橋委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 ほとんどの委員さんと私は同じような気持ちでございまして、今、森内委員がおっしゃったことがほんとに全ての統括というような形で私も思うわけでございますが、ほんとに信頼関係、我々委員の立場とそれから行政の立場、それぞれ立場の違いはありながら、やっぱりきちんとした信頼関係に基づいての議論を進めていくというのが、これは健全な委員会の運営の仕方というふうに思うわけでございますが、我々がいただいた資料とか、それから情報は、それが間違った情報によって、また欠落した情報によって、それが議論されるということになったら、これは信頼関係が非常に損なわれるわけでございます。

我々は、この統廃合に関して賛成した、また委員会でいろいろ議論して、結局は議論が出尽くしたという時点でこの委員会として採決等をしたわけでございます。

その間に何年もかけて、例えば地元の

方々との話し合いを進めながら、また我々文教常任委員会委員に対して、いろいろ委員会においての質疑をやりながら進めていったわけであって、出尽くしたということは、それである程度の結論を得たということでございますから、それによって我々が判断して、一応の賛否を取ったわけです。

それが今回のように突然、これ協議会を開いて、それなりにこの内容を委員会に対して説明をしながら今回こういう形で出てきたんやったら、納得はいかへんけど、まだ理解はできるんですけど、突然こういう形で倍以上の補正が組まれるということに関しては非常に私は憤りを感じるわけでございます。

あなた方に対して、はっきり言うて、どっち向いて仕事してたのかということをお聞きしたいと思うんです。

コンサルタントが入って、初めてこの金額がわかったとか、そういうようなご答弁を先ほどもいただいておったわけですけど、平成16年の段階で、答弁の中ではある程度、規制等もあったということで、今、ご答弁あったわけですけど、それやったら、あなた方の事務局というのは一体どういう仕事をしたのかということをお聞きしたいんですね。

私は、何回もこの摂津市の中に一級建築士がたくさんおるわけですね。二級建築士もたくさんおるわけであって、専門家がたくさんおる中で、そういう方々といろんな話し合いをしながら、例えば部署の枠を越えていろんな議論をしながらやっていったら、こういうことにならなかったかもしれません。

それがコンサルタントを入れた途端に、こういう形になったということになったら、あなた方はどっち向いて仕事してたのか、非常に私は疑いたくなるんです。

過去においてもあったんですね。過去においても、教育委員会によって、あやふやな報告事項を上げられて、私はこれ、議会の場できっちり指摘したことがあると思いますし、それからさまざまな施設においても我々議員が初めて指摘して、初めてわかったようなこともたくさんあるわけであって、あなた方教育委員会は一体どっちを向いて仕事をしてたのかということに非常に私は疑問を感じるわけでございます。

このような1つの内容において、こんな唐突にこの委員会に出されたときに、もう決まったことやから、こういうことはしゃあないことやから、納得しなさいというようなことを言われても非常に我々、市民から選ばれた立場の人間としては承服しがたいものがあるわけです。事務方の責任者として、教育長、どのようにお思いか、ちょっと一遍、お気持ちを聞きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 ただいま、厳しいご指摘をいただいておりますけれども、今回の補正予算において当初計画と大きな乖離ができました。このことは、先ほど来、仕事の進め方がずさんである、あるいは事前の説明責任が果たせていない等々、大変厳しいご指摘をいただきましたことを私としては重く受けとめておるところでございます、大変申しわけなく思っております。

今後は、再びこのようなことがないように、私を先頭に職員一人ひとりが緊張感を持って、今もご指摘のありましたように他の部署とも常に連携を取りながら組織が一体となって業務に取り組んで、そして信頼回復に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○石橋委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 教育長がそういうふうにご答弁いただいて、決意を見せていただいたんで、このくらいでおいておきたいと思うんですけど、ただ、今言うたように行財政改革から始まって、これずっと十年來、この財政問題でいろんなことを議論してきたわけですし、それから我々議員も理事者側もいかに工面しながら将来の摂津市のことを考えて行財政改革を進めなあかんという決意のもとやっておったわけであって、このようなことがポンといきなり4億、5億になったら、今までのことは一体何やということになるわけですよ、これ。

すべて飛んでしまうわけでしょ、こんなことが、電気を休み時間暗くして、そのような形でほんとにせこいことから、せこいことやと非常に申しわけないんですけど、そういうことからきちきちと始めながら我々も協力して考えていかなあかんということで、赤字再建団体になったらあかんということで、非常に緊張した中で我々はこれ、やっていっとるわけですよ。そんなことは、ことも簡単に、これ5億以上かかりますねん、そんなこと言われて非常に私は憤りを感じますし、これは姿勢を問いたいというふうに私は思うわけでありまして、それから先ほどの給食調理場の件でも、ほんとに議論が非常にちんぷんかんぷんなんですよ。

それやったら、もう給食調理自体、危険性を考えて分散せなあかんのやったら、給食調理をやめて弁当持っていったらいいわけですが、責任回避のことを考えたらね。

そんなような1つ1つ、きちんと、もうちょっと物事を真剣に考えて、グローバルに物事を判断するという姿勢を当然、教育委員会、持っていただかなくてはな

らないと思います。各ほかの部署と違うんや、我々教育委員会は独立的な存在やということで壁をつくって、そんなことをされとるから、こういうことになるわけであって、そういう点はしっかりと、今後そういう点、よく考えていただきたい。

それと、我々議員と理事者側は、そのやりとりをやりながら、先ほど言いましたように、やりとりをやりながらでも、きちんとした正しいベースのもとに置いて、これからも議論をせなあかんのに、こんなことやったら、この委員会自体の皆さんに対しての、絶えず資料に関して、すべてのことに関して疑問を持ちながら眉に唾塗って皆さんに質問せなあかんような状況になるというのは、これは決してお互いにとってよくないわけでありまして、その点、強く要望して私の質問を終わりたいと思います。

○石橋委員長 渡辺委員、並びに各委員の質問が今回の補正予算額と、当初提示されました予算の乖離が余りにも多過ぎるという点に集中したかと思えます。

業務の進め方、または議会への説明責任の観点から今後このようなことがないように強く委員長として厳重に注意させていただきます。

山崎委員。

○山崎委員 8月の25日に判明して、この数字ですよ。ここへ来てこの説明で、この流れですね、スピード感というか。ほんまに委員会審査をしっかりとってもらおうというような意思があったのかどうか。この流れ、全然、説明、時期的なものも納得できないですよ。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午後1時59分 休憩)

(午後2時17分 再開)

○石橋委員長 再開します。

以上で質疑を終わります。
暫時休憩します。

(午後2時18分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○石橋委員長 再開します。

討論に入ります。

川口委員。

○川口委員 補正予算の第56号に対して反対討論を行います。

この委員会の審査を通じまして、5億2,100万円の大幅な補正増ということで、この委員会として事前に協議会で説明をするとか、そういう手続きもない中で、この委員会の中で採決を行うという、この手法のやり方についても、それからこのような大幅な補正増になった原因についてのその時点時点での判断や、また昨年から多くのPTAや地域の住民の皆さんを巻き込んだ統廃合に向けての根拠となったいろいろな資料、こういう点でも大変納得がいきませんし、こういう提案の仕方については絶対に納得ができないということで反対討論といたします。

○石橋委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 それでは、以上で討論を終わり、採決します。

議案第56号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後2時22分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 石橋徳治

文教常任委員 川口純子